

婚姻届を書いてみよう

自分の家族をつくるために

婚姻届

法律的な夫婦になるには

- ① 結婚のことを法律的には、何というか。
- ② 結婚の成立には、結婚式は必要か。
- ③ 夫婦になるためには、何と何が必要なのか。
- ④ 「婚姻届」を出すのは、いつごろがいいか。
- ⑤ 男子は何歳で結婚できるか？ 女子は何歳で結婚できるか？
- ⑥ 父母の同意が必要なのは何歳までか。
- ⑦ 婚姻届には成人2人の証人が必要。
- ⑧ 何歳になれば成人なのか。
- ⑨ それは、民法の第何条に決められているのか。

夫婦の関係で正しいのは、どれ？

- ① 男がものごとを決めて、女はそれに従うのが正しい。
- ② 夫婦は平等だから、夫婦の大事なことは話し合って決めるのが正しい。
- ③ どちらでもいい。その夫婦の自由だと思う。

憲法が定める夫婦の関係

- ・ 日本国憲法には、夫婦関係や家庭内のことについての定めがある。
- ・ それは、第何条か。「なんでやねん No15」から探そう。
- ・ その条文では、夫婦の関係はどのように定められているか。

子どもが産まれたら

出生届の意味

- ・子どもが生まれたら、子どもが生まれたことを市役所(区役所の町もある)に届けなければならない。
- ・もし、その届出がないと、その子どもは「無戸籍」になってしまう。
- ・無戸籍になると、その子どもが本来、手にすることのできるはずの、様々な権利に支障が発生することがある。
- ・たとえば、学校に行けなくなる。健康保険が使えない。

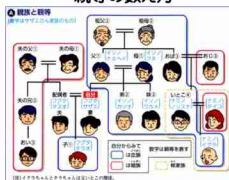
出生届の手続きと書き方

- ① 子どもが生まれた日から何日以内に届けなければならぬか。
- ② 「出生届」には子どもが誕生したことを証明する書類「出生証明書」が必要。
- ③ 母親になった人(その子を生んだ人)や、祖父母が書くことは認められない。だれに書いてもらうか。
- ④ 子どもの名前に使う文字は何でもいいか。
- ⑤ 出生届には、印鑑と「○○○手帳」や「国民健康保険証」も必要。
- ⑥ 「○○○手帳」とは、何か。

出生届には「出生証明書」が必要

[illegible]

親等の数え方



東京法令『ビジュアル公理』2019年 p.17

人間は社会的存在

- ・ヒトとして生まれる
 - ・赤ちゃんの時は、話せない
- ↓
- ・周囲の人々が話しかけてくれて話せるようになる
 - ・周囲の人々のすることを真似て育つ

様々な社会集団に属して生きる

